

地下の正倉院展 木簡学とはじめ 第1期展示木簡

第1期 一〇月一九日(土) — 十一月一日(金)
 第2期 十一月二日(土) — 十一月七日(日)
 第3期 十一月九日(火) — 十二月一日(日)

木簡は三期に分けて展示します。

プロローグ はじまりの木簡たち

1 平城宮跡最初の木簡1

(五次、SK二一九出土。『平城宮発掘調査出土木簡概』三五、一四頁上段。以下、城三五—一四頁上のように略す。『平城宮木簡』一—四。以下、宮一—四のように略す)



長さ二四六■・幅三四■・厚さ八■ ○五一型式

安曇某が書いた手紙の木簡の断片とみられる。全体に腐蝕が著しく、墨痕は断片的で、しかも左辺は二次的に割られていて文字の左端が欠けている。下端を右辺から削って実らせているのも二次的な加工で、元の長さはもう少し長かった可能性もある。

「啓」は、「拝啓」「謹啓」などとして今でも名残をとどめる手紙の書式。公文書の書式を定めた公式令の規定では、皇太子に關する事務を担当する春宮坊から皇太子に上申する書式として定められているが、木簡や正倉院文書の実例では、「謹啓」、ある

I 空前の大出土!! SK入二〇

4 クセのある筆跡の木簡1

いは「某謹啓」の形で、広く役人間の業務のやりとりや私信などの書式として利用されている。
 書き出し部分はかろうじて偏の部分が残るだけだが、残画から「謹啓 請…」と判読でき、何らかの依頼文の可能性が考えられる。「請」の下には依頼内容が「……事」と続き、二行目はこれを受けて「右……」と具体的な説明に移るのである。記載は裏面にまで続いていたとみられるが、残念ながら裏面も腐蝕が著しく、文意を取れるまでには至らない。

(一三次、SK八二〇出土。宮一—二二三)

皆流甘古小大三古

長さ二一九■・幅四二■・厚さ二■ ○一型式

物品の付札であろう。長方形の材のままで、切り込みや穿孔などの取り付けるための工夫がないから、物品に添えて保管されていたのかも知れない。

「皆流」がその物品名にあたるが、具体的に何にあたるかわからない。「みる」と読めれば、海藻の海松の可能性がある。

海松は重量の単位「斤」で数えることが多い。この木簡で使われている単位「古」は、容器に入つたものを数えるのに用いられた単位だが、音が同じであるため「籠」と書かれることも多く、海松を「籠」で数えた事例もある(城一七—(〇頁下など)。このように考えてよければ、海松の入つた小さい容器が二〇と大ぶりの容器が三つという意味となる。

なお、この木簡の文字は、端正で繊細な筆致だが、木簡の余白を大胆に残して記されているのが印象的である。

(二三次、SK八二〇出土。宮一―五四〇)

殿 引 殿 引 郡 引 質 殿 引 引 引 引
 殿 引 質 質 質 質 引 引 引 引 引 引
 引 引 引 引 引 引 引 引 引 引 引

長さ(三三三)・幅三四・厚さ八 〇八一型式

上下の折れた大型の材の片面に、「殿」「質」「郡」「易」「臣」をくり返し書いている。このうち「臣」は天地逆方向に記している。同じ文字を二行にわたってくり返し書いた後、次の文字に移っていくのを基本としている。左右の切れた文字はないから、幅は習書段階の大きさを保っていると思われる。

習書木簡の場合、筆記者がなぜその文字を練習したのか、心理を追える場合もあるが、この木簡の文字は解釈がなかなか難しい。書かれている文字のうち、「郡」は地方行政組織の「コオリ」として頻繁に用いられる文字であり、「殿」は建物の「易」は「交易」などの熟語、「臣」は姓の「朝臣」などのように、古代の役所内で比較的頻繁に見られる文字であり、習書される文字として相応しい。ところが、「質」は出土文字資料ではよく珍しい文字であり、筆記者がなぜこの文字を選んだのかは謎である。

(二三次、SK八二〇出土。宮一―五四五)

〔表〕
 能 能 能 能 能 能
 能 能 能 能 能 能
 能 能 能 能 能 能

〔裏〕
 豊 豊 豊 考 考 凡 上
 大人 大人 大人

(大人 大人 大人)の行は重ね書き)

長さ(二五六)・幅(九)・厚さ六 〇八一型式

上下の折れた大型の材の一面に、「能」「大」など、他面に「豊」「考」「鞭」「凡」「上」「者」「老」「大」などの文字を、余白だけでなく重ねて記している。両面とも左右の欠けた文字が多数あり、この木簡の現在の形は習書が書かれたあとで割られたものであることがわかる。

書かれている文字のうち、「大」は最も習書される頻度の高い文字で、「上」もよく登場する文字の一つである。「考」は役人の毎年の勤務評定を指し、「能」も官人の専門分野の特技の意味があり、関連する可能性がある。「考」「老」は「考」と老がしらを共有する文字で、同じ部首の文字として選ばれた可能性がある。「豊」と「鞭」はあまり習書の機会が多くない文字で、あえていえば人名に関わる文字であろうか。「凡」はウジ名^注「凡」の可能性があり、また法令の書き出しにも用いられる文字だが(凡そ……)、この木簡ではいずれかは判断しがたい。

なお、裏面の「豊」「考」などに比べると、表裏にある「大」は字形が稚拙で、複数の筆者による習書の可能性がある。

(一)三次、SK八二〇出土。宮一―五七

〔裏〕八月廿八日進紺糸二斤六兩一分    附蒔
 〔裏〕正六位上行正勲十二等山口伊美吉 天平十三年

長さ(二)一九・幅(一)五・厚さ三〇〇一九型式

紺色に染めた糸の進上に関わる文書木簡の断片。二斤六兩一分は重量を示し(一斤二六兩、一兩四分。一斤は現在の約六七〇g)、現在の約一・六kgに相当する。「附蒔」とあるのは、「附十人名某」の類例からみて、葉姓の人物に紺糸(およびこの木簡)を言付けたという意味であろう。

裏面はこの紺糸を進上した官司の責任者の位署書きと日付の記載とみられる。「正六位上」は位階、「正」は某司の長官(方司)、「勲十二等」は勲位。「山口伊美吉」は「山口忌守」で、名は省略されている。「行」とあるのは、この某司の長官の相当する位階が、「山口伊美吉」の位階である正六位上よりも低いことを示すもので(逆の場合)は「守」と記す。官位相当が守られている場合は、官職十位階の記載順序となる、つまり、某司の長官である正の相当位階は、正六位下またはそれ以下ということになる。このことと、糸の進上に関わっていることからみると、「山口伊美吉」は、織部司(正は正六位下相当)か内集司(正は従六位上相当)の長官とみられる。断定はできないが、天平二年(七三〇)正月に大宰帥大伴旅人が開いた梅花の宴で詠んだ歌『万葉集』巻五、八二七)などが知られる、山口忌守若麻呂あたりが候補になる。天平十三年は七四一年で、都が恭仁京に遷されていた時期にあたる。

なお、普通に用いられる「某官司解(移・進)」などの記載が見えないことや、本来日付の下に書かれるべき差し出し官司の責

8 切り込みがある木簡

(一)三次、SK八二〇出土。城三八―三三頁下、宮一―四三六

任者の位署書きが日付の上にあるなど、この木簡は異例の書式をとる。これは、上端と左辺は原形を保っているが、右辺は割れており、下端も折れていて、元々あったであろう記載を欠いているためかも知れない。

〔裏〕尾張国智 

〔天平六年カ〕

長さ(二)〇八・幅四一・厚さ七三〇三九型式

上端の左右に切り込みを入れた杉の柁目材を用いた大ぶりの荷札木簡である。四cmを超える幅をもつ荷札は珍しい。下端は折れていて原形をとどめない。文字も表面に郡名の途中まで、裏面に年紀が辛うじて残るに過ぎない。「尾張国智  」と続けば、尾張国智(知)多郡(今の愛知東海市・大府市・知多市・常滑市・半田市などの地域)であることは間違いない。同じSK八二〇からは、尾張国智多郡の調塩の荷札も見つかっており(宮一―三一八・三一九・三二〇)、中でも後者の二点はこの木簡ほどではないけれども三cmを超える幅をもち、長さも三〇cmを超えており、たいへんよく似た雰囲気をもっている。また、いずれも下端を方頭にする〇三二型式で、この木簡も同じ形態の木簡だった可能性が高い。

なお、裏面の年紀「天平六年(七三四年)」は、科学的保存処理後の再訳読の結果、読めた文字である。尾張国智多郡の荷札は年月日を記す例が多いから、折れて残らない下部に月日の記載があった可能性が高い。

(一三次、SK八二〇出土。宮一五八七)

(表) [応応カカ]
 □□□□□□
 見雁 □□□□

(左側面) □□□□□□
 □□□□□□

長さ二〇四mm・幅三三mm・厚さ三三mm ○六五型式

まずめつたにお目にかかることのない不思議な木簡である。不思議さの第一は、太い角柱状の材に書かれていること。長さ二〇四mm、幅三三mmは木簡としてごく普通の寸法であるけれども、厚さ三三mmは尋常ではない。幅・厚さとして要するのは、文字が読める面を表面とした場合の数字であり、要するに一辺三二〜三三mmの角柱と表現すべき形をしているのである。

不思議さの第二は、木目が文字に対して横向きに走っていることである。木簡は普通木目方向に長い材を用いた上で、木目方向に文字を書く。例外的に木目と直交する方向に文字を書く場合もあるが、その場合も木目方向に長い材を使う。これは書く向きを九十度変えて行数を稼ごうとする使い方で、横材木簡と呼ばれ、帳簿の木簡などに多く用いられる。ところがこの木簡はそういう使い方ではない。

要するにこの木簡の不思議さは、材の形状に原因があるわけである。恐らく何らかの細長い部材の長さを調整するために切り落とされた端の部分に由来する端材に字を書いたとみるのが穏当なところだろう。一番単純なのは、幅二〇cm余り、厚さ三cm余りの板の端の切り落とし部分ということになる。そんな端材にまで、しかも表裏だけでなく、切断した側面にまで文字を書き付けることは、まさに執念のようなものさえ感じさせられる木簡である。

(一三次、SK八二〇出土。宮一五六〇)

十五斤

長さ五四mm・幅五三mm・厚さ一一mm ○六一型式

これも古代の木簡ではあまり見かけない不思議な木簡である。長さ五四mm、幅五三mmという数字だけ見たら、正方形の板を思い浮かべるだろうが、この木簡は円盤状の木簡である。長さ・幅という寸法記載にはなじまないタイプの木簡で、むしろ長径五四mm、短径五三mmなどと表現した方がわかりやすいかも知れない。円盤状の木簡は、むしろ江戸時代のものに多い。曲物など容器の蓋に用いられる木簡で、納豆(塩納豆)や砂糖の容器の蓋の事例が多数知られている。これに比べるとこの木簡は小ぶりで、記載も重量のみである。一斤は約六七〇gで、十五斤は約一〇kgに相当する。曲物あるいは土器などの容器の蓋とすれば、大ききの割りに内容物はかなりの重さということになる。もつとも、「十」の文字は切れているから、円盤状の形状に加工する前に書かれたもので、形とは無関係の可能性もある。

24 何のため?似たような木簡たち1

(一三次、SK八二〇出土)

薄緑糸

長さ五四mm・幅一八mm・厚さ三mm ○二型式(宮一一四九七)

浅緑纈

長さ五一mm・幅一七mm・厚さ三mm ○二型式(宮一一五〇一)

白 [緑纈カ]
 □□□□□□

長さ五四mm・幅二〇mm・厚さ三mm ○二型式(宮一一五〇二)

24-3

24-2

24-1

青染緞

長さ五二〇・幅一八〇・厚さ二〇〇 二型式(宮一・一五〇三)

浅緑文紗緞

長さ六八〇・幅一八〇・厚さ三〇〇 二型式(宮一・一五〇四)

中緑緞

長さ五二〇・幅一八〇・厚さ二〇〇 二型式(宮一・一五〇五)

薄緑・浅緑・白緑・青・中緑などの色名と、糸・緞・染緞・交紗緞(交織紗の誤りか)などの織維製品(緞)(交織)は緞緞(「しほり」染めを施した絹をいう)の記載のみが書かれた木簡。青や緑系統の色が多く、六位以下の下級官人の朝服の色との関係が考えられるが、一方で緞が含まれることから女官の服装との関連もうかがえる。

基本的に四周は原形を保つが、上下両端は刃物を入れて折ったままの状態、平滑に削るなどの加工はなされていない。手近にあった細長い材を細かく切断して作成した木簡とみられ、加工前の長い状態に復元できる組み合わせもいくつか見つかっている。用途について、従来は記載された織維製品の付札とみるのが一般的だったが、作りがきわめて粗雑であること、一括して出土していること(SK八二〇からは類似品が合計二〇数点出土している)、そして「色十織維製品」のほか「取色」と書かれたものがあることなどから、現在では籤引札とする見方が有力になっている。

II 日本古代木簡の三本柱

I 木簡学の基礎確立 I

27 SK八二〇出土の文書木簡 I

(一三次、SK八二〇出土、宮一九九五)

西宮南門

日下部
茨田 下

角奈林
合五人

長さ二一三・幅三二・厚さ三〇〇 一型式

いわゆる西宮(にしみや・さいぐう)兵衛木簡の一点。門名と、配置される兵衛(兵士)のウジ名を列挙し合計人数を書く、という書式は典型的。

人名上段中央「茨田」には合点が付され、「下」と注記される。「下」は「下番」(出勤の当番から外れる。非番を意味すると考えられている。すると、合点は不在者に付された符号という可能性が高くなり、他の西宮兵衛木簡を考えるヒントにもなり得る。なお、西宮兵衛木簡中に、人名に合点を付す事例は多々存在するが、「下」あるいは「下番」という注記をもつ例は他にない。不在の兵衛がたいてい「サボり」で「下番」ではなかったためか、わざわざ「下番」と書かなくても良い事情があったのか、決定的ではない。合点の付された比率は、さほど高くはなく、奈良時代後半の下級官人の出勤状況から勘案すると、欠勤者であった可能性も十分考えられるであろう。こうした点は、「下」字の理解と併せて、注意深く検討を深める必要がある。

28 のちの調査で出土した文書木簡1

(一九三次E, S D四七五〇出土。『平城京木簡』一—二〇八。

以下、京一—二〇八のように略す)

〔六カ〕

〔表〕□月一日卅日家印屋二具塗辛室一具

□□始八月一日至九月□九日□

〔廿カ〕

〔裏〕垂水君大麻呂 大□□

長さ(一九七)mm・幅(二三)mm・厚さ六mm ○一九型式

長屋王家木簡。下端と右辺は文字が書かれたときの原形を保つが、上端は折れている。左辺にいたっては二次的に削りが施され、文字は三分の一程度しか残らず読みにくい、じつくり残画を眺めれば、なるほどと納得していただけるのではないだろうか。特に「至」の字はちようと隣りにこの文字を部品にもつ「屋」があり、まるでヒントを出してくれているようである。

何らかの作業にともなう記録と考えられるが、断片であるため内容はきわめて難解。「家印」は長屋王家の家政運営のなかで用いられた印章である。当時役所の印章の整備が行われたことあり、その一環として長屋王家(貴族の家政運営は国から与えられる役人が担う)の印章も造られた可能性がある。「塗辛室」は、土壁をもつ朝鮮風の室のことであろう(『播磨国風土記』に「韓室」がみえる)。「屋」も通常は建物を指す言葉である。そこでこれらに関連づければ家印の配置記録とも読めるが、家印が三つもあったとは考えがたく、素直に屋が二棟、塗辛室が一棟、と読むのが穏当か。建物は「字」で教えることが多いが、氷室を「具」単位で教えた例がある(京二—一七一九)。

表面二行目は、八月一日から九月二十九日までの意。九月が小の月であるのは、長屋王家木簡の時期では和銅二年(七〇九)と和銅四年のみで、平城遷都後の和銅四年の可能性が高い。

裏面の垂水君大麻呂は、この木簡を記した人物、すなわち作業の責任者か。垂水君氏については、『続日本紀』大宝元年(七〇一)四月癸丑(二〇日)条に、遣唐大通事(一通訳の長)大津造、広人に垂水君の姓を賜う、との記事がある。

29 のちの調査で出土した文書木簡2

(一九三次E, S D四七五〇出土。京一—一九八)

進上木二荷七月十三日鴨伊布賀

長さ(二三八)mm・幅(三一)mm・厚さ六mm ○二一型式

長屋王家木簡。木材の進上状で、「荷」は単位。適宜まとめて二束とし、長屋王邸に搬入したのである。日付の下に書かれる「鴨伊布賀」は担当者の名前。同じ鴨伊布賀(伊布加)とも表記される「炭」を進上した木簡も近くから十点ほど出土しており、29と同筆とみられるものもある(京一—一九七、城二—一六頁など)。「木」の進上状は29のみであるから、伊布賀は炭の担当者で、この場合は何らかの理由で木材が必要となり、手近にあった材を進上したのである。長屋王家木簡中には「炭焼処」という部署がみえる(京一—三二一・城三—三九七上)、あるいは伊布賀はこの炭焼処に所属していたのかもしれない。

30 のちの調査で出土した文書木簡3

(一九八次B, S D五三〇〇出土。城二四—一八頁上)

〔表〕鷹所 藪部伊賀麻呂 雪牛養

凡人足 鳥取咋麻呂

〔裏〕雲国足 并五人

長さ(二〇三)mm・幅(三三)mm・厚さ五mm ○三二型式

二条大路木簡

「鷹所」に所属する人物を列記する。人名を

羅列する書式は27に似るが、この木簡では記載が裏面にまで及び、また合点を付された者はいない。「雪」や「雲」といった珍しいウジ名もみえる。木簡は、中・下級官人の人名の宝庫である。

鷹所は、鷹の飼育を担当する部署。令制では兵部省被管に主鷹司があり、鷹戸という品部（特別な職種を請け負う氏族・集団）も置かれていた。この木簡は二条大路北辺の湊沢遺構SD五三〇〇より出土したもので、その西端部からは北側の平城京東京二条二坊五坪に藤原麻呂邸の存在を推定する根拠となった藤原麻呂の家政機関に関わる一群の木簡が見つかっている。当時、麻呂は兵部卿であるから、この木簡の鷹所も兵部省所管の主鷹司の一部署だった可能性がある。しかし、この木簡は、衛府の兵士の警備分担を示す門号木簡などと一連とみられるため、光明皇后の皇后宮に関わる施設と考えられている。

SD五三〇〇からは、平城京内の行政を担当する京職が鼠を進上していたことを示す木簡も多数見つかっている（城二四一八頁など）。出土当初は天平びとが鼠を食用としていた可能性も取り沙汰されたが、現在では鷹狩り用の鷹の餌と考えられており、30はその説を支持する有力な根拠となる。

まるで瓶のような不思議なかたちをしているが、本来は上部に切り込みがあり、それより上が割れて欠失しているのである。切り込み部分はおそらくも強度が低くなり、このように欠損する例は多い。なお、「鷹所」と記された木簡は他に多数点出土しているが（京三一四七〇五など）、30のように切り込みをもつものはない。なかみは文書、かたちは荷札で、使用法には不明な部分も残る。木簡研究の難しさを示す一例であるが、二条大路木簡には、類例が少ない荷札の削屑も含まれているから（城三〇一三三頁中・下）、荷札を再利用した木簡の可能性が充分考えられるだろう（詳しくは、下記「木簡を読む1」をご覧ください）。

木簡をよむ

切り込みのある文書木簡があるのはなぜか？

木簡を使う最大の利点は、削って再利用できることと、壊れにくさにある。この二つ、実は相容れない特徴である。丈夫さを生かした用途の最たるものは、租税貢進の際の荷札だが、モノとともに都に運ばれることや、切り込みや穿孔などモノに取り付するための工夫を施すこともあって、再利用されることは滅多にないのである（城三〇一三三頁中・下）。これは荷札を削って再利用した動かぬ証拠となる。もちろん荷札としての再利用ではない。別の機能をもつ木簡としての再利用である。鷹所の木簡30はその典型的な事例と思われる。下端に切り込みをもち、米・大豆・胡麻油・新小麦・小糠など、十三種の物品名と数量を列記した帳簿の木簡（城二二一五頁上）を、その形状から安房国の艘の荷札の再利用と考えたことがある。同様のことが30にも考えられないか。荷札は国による個性が強い。その観点から30に類似した印象の荷札を探すと……。思い当たるのは若狭国の荷札である。貽貝鮓（城二二三四頁下）、鮑鮓（城二四一八頁下）、宇尔（城二二三四頁下）など、二条大路木簡に類例が多い端正な文字で書かれた贅の荷札である。幅広のスギの板目材を用いて、下端を尖らせた〇三二型式の荷札は、30がやや丈夫であることを除けばそっくりの券囲気をもつ。右の帳簿の木簡の場合も、上下をひっくり返して再利用している。切り込みを避けるためだろう。30の場合分量にそうした配慮がないのは、再利用者の個性か、あるいは記載内容ながら、二条大路木簡に含まれる荷札の削屑に若狭国のものはないけれども、荷札をも木簡として再利用した彼らのことである。充分あり得べきことと思う。実は、SK八二〇の木簡にも荷札の削屑が含まれている（備後国三上郡調郷宮一四五八三二五）。二条大路木簡とSK八二〇木簡の類似が夙に鬼頭清明氏によって指摘されているが、こんなところにもそれがえるのである。SK八二〇を残した人々は、二条大路木簡を残した「彼ら」の後身だったのであり、二条大路木簡の木簡造いの作法をそのまま受け継いでいるのである。

(一)二次補足、S D 四二〇出土。宮四一四六四一

(表) 以十一月九日銭用

高向

文

〔廿カ〕

(裏) 廿八日魚十文

長さ(三二六)mm・幅(一一三)mm・厚さ五mm ○八一型式

銭の用途を書き込んだ木簡。左側面が割れて文字は半分しか残っていないが、それでも何とか訳読できる部分もある。このような場合、内容からの類推が可能な文字は比較的読みやすいが、人名などの固有名詞となると俄然難易度が増す。

こうした木簡の中には、切り込みを有して、実際に銭(サシ銭もしくは銭袋か)に括りつけて、出費を日ごとに書き込んだ例がまま見られる。しかし、この木簡の場合は右側面は原形とみられるので、切り込みは存在しない可能性が高い。従って、直接銭と結ばれていたという訳ではなさそうである。ただし、日ごとに書き込んでいたという様子であり、銭の保管場所と近接して利用された木簡ではある。表面下端には合点(印)もみられる。銭の出納の結果に応じ、何らかの意味を込めて付されたのであろう。

32 S K 八二〇出土の付札 1

(一)三次、S K 八二〇出土。宮一二八五

豊前国宇佐郡調黒綿老伯屯 四両屯 神龜四年

長さ二五四mm・幅二七mm・厚さ五mm ○三二型式

豊前国宇佐郡(今の大分県宇佐市ほか)からの調の真綿の荷札。「黒綿」の詳細は不明。黒綿以外に、木簡学的観点からこの木簡には三つの問題・謎が存在する。

① 遺構の年代と年紀の差

S K 八二〇は、他の木簡や、埋没状況などから、天平十八(七四六)〜七四七)にかけてのごく短期間にゴミが廃棄され、埋められたと考えられている。ところがこの木簡の年紀は神龜四年(七二七)と遙かに古い。

これは、綿は保存が利くため、貢進から消費・廃棄までの時間差と考えられている。ただ、これはそう単純ではない。それは、西海道諸国の調庸は京進されず大宰府にとどめてその財産とされ、都に送るようになったのは天平元年(七二九)以降と考えられるからである(『続日本紀』同年九月庚寅(三日)条。神龜四年がどこからどこへの貢進で、いつ都にもたらされたのか、そう簡単には決められない)。木簡の年紀は他の遺物や遺構の年代決定に大きな影響を及ぼすので、慎重な検討が必要となるわけである。

② どこで作られた木簡か

S K 八二〇出土の二九点に及ぶ西海道(今の九州地方)諸国からの調綿木簡は、字体も形状もよく似ている。さらに、材は木簡としては珍しい広葉樹である。はたして西海道諸国で、それぞれ作成されて、これほどの統一性が出るのであろうか。

西海道諸国の調庸は、一度大宰府に集められ、必要に応じて京進されていた。こうした点から考えると、おそらくは大宰府で一括して作成されたものであろう。なお、大宰府で出土する木簡には、広葉樹のものはほとんどみられない。大宰府で、京進用の時のみ用いられた、木簡の利用方法だったと考えられる。

③ 他の類例の乏しさ

その後の発掘調査でも、西海道諸国からの調綿荷札は出土していない。大宰府からの荷札という意味では、二条大路木簡中に大宰府からの紫草の荷札があるが、進上主体が大宰府になっていないなど、書式も大きく異なる。なぜ、その後西海道からの調綿荷札が出土しないのだろうか。京進されなかったのだからか。

正倉院には、調綿をくるんだ紙に文字を書き込んでいる越前国(今の福井県北部および石川県南部)の調綿の事例があり、必ずしも木簡を利用しなくても良かったため、他の類例がない、とい

う可能性も想定できる。ただ、そうであればなぜこの時だけ木簡が作成されたのか、という問題が残る。

(二三次、SK八二〇出土。宮一四六二)

御取鮠

長さ一五七mm・幅二〇mm・厚さ四mm ○五一型式

下端を尖らせた、○五一型式の付札。作りはきわめて丁寧である。文字はやや薄れているが、「御取鮠」の三字が書かれている。御取鮠(鮠)は「水取鮠」「身取鮠」などとも書き、アワビの肉を薄く剥いで乾したあと長方形に切り、数枚を合わせて一端を細縄で結んだもの。主に神饌に供されるという。ただし、現在の伊勢神宮で供されている「身取鮠」は、長く柱剥きにして乾燥させたいわゆる熨斗アワビのようである。

アワビは神饌として、また高級食材としても代表的なものであり、関連木簡の出土例も枚挙に遑ない。「長屋親王宮鮠大贊十編一(城二五—三〇頁)」といった著名な事例もあり、今回の展示でもアワビの木簡を多く出品する(1期展示35、2期展示49・51・53)。また、「長屋親王」木簡のアワビは「編」という単位から熨斗アワビであったこともわかる。ちなみに、生きた状態に近いかたちのもの(殻付き)もは、そのものズバリ「貝」で数えることが多い(京一四五六など)。

アワビは種類や加工法も多彩であり、延喜式には「耽羅鮠(韓國濟州島産)」「鳥子鮠」(卵型に加工されたものか)、「都部伎鮠」(糸で貫いたもの)など各種のアワビが列記されており(主計寮式上諸国調条、鮠(熟れずし)の事例も多い。産地としては安房国(今の千葉県南部)や志摩国(今の三重県志摩半島地域)

34 のちの調査で出土した付札1

(二〇四次、SD五三〇〇出土。京三二四八八五)

(表)伊勢国飯高郡□枚郷 戸主夏身阿佐麻呂戸口取石部
酒麻呂三斗戸主民忌寸大伴

(裏)戸口祭福飯得三斗 右二人相一依

長さ二〇八mm・幅一九mm・厚さ七mm ○三三型式

伊勢国飯高郡の上枚郷または下枚郷(いずれも今の三重県松阪市付近)からの庸米荷札木簡。上端に切り込みをもち、下端は尖らされている。

古代には、米俵は五斗で一俵とするのが原則であるが、庸米の場合には六斗や五斗八升で一俵とすることが多い。庸は、地方から上京し各種の労働を担う仕丁や采女などの食料に充てられる税目のため、梱包もそれにあわせた工夫がなされていた。すなわち、大の月(三〇日)一ヵ月分用に六斗、小の月(二九日)一ヵ月分用に五斗八升の米俵がつくられたのである。またこの木簡では、二人分の庸米(各三俵づつ)を合成して六斗一依にしている。これも庸米荷札によく見られる特徴である。

この木簡は、比較的分厚い。そのためか、上下両端の加工が立体的である。特に下端部の加工が、単に左右から尖らせるだけでなく、面取りをするようにすぼめている点は興味深い。こういう事例をみると、確かになにかに突き刺すために下端部を尖らせたのだなあ、と感ぜられる。

(二〇四次、S D 五三〇出土。京三一五七二八)

□□ 鏡壳 □□

長さ二〇・九■・幅二〇■・厚さ二■ 〇五一型式

やや小振りな〇五一形式の木簡。尖らせた下端はわずかに欠損する。腐蝕しており、上部の文字は判読できないが、かろうじて「鯨」「老」が読み取れる。形状は33とよく似ている。

こうした小型の〇五一形式の木簡は、かつては、物品に単に付けられた付札で、宮内で作製され、荷札と異なり原則として長距離移動を伴わないもの、と考えられていた。しかし近年の研究では、物品が海産物の場合、志摩国(今の三重県)からの贊につけられた荷札である可能性も考えられるようになってきている。また、各地からの貢進物に複数の荷札が取り付けられ、そのうちの一点は物品を梱包した中に入れ込まれていた可能性も指摘されている。志摩国以外でも、貢進物の梱包の中に小型の〇五一型式木簡(〇一一形式でもよい)を封入した地域があつたかもしれない。こうした観点からすると、小型の〇五一型式木簡の最大の特徴は「物品との物理的距離が非常に近い」ことであり、移動の有無(付札か荷札か)などは別に考えなくてはならないといえよう。やや大袈裟な表現をすれば、小型の〇五一型式木簡は、研究の最前線に立つ木簡なのである。

(一九三次E、S D 四七五〇出土。京一四三八)

丹波国何鹿高津里 (マ、)

□□ 交易腊贖一斗五升

持丁高津公石寸 長さ一八二■・幅三七■・厚さ四■ 〇三二型式

長屋王家木簡。丹波国何鹿郡高津里(今の京都府綾部市高津町・福知山市観音寺付近)より送られた贖(神への供物や共同体の首長への貢納物を起源とする税目的一种)の荷札で、品目は腊贖。腊は干物や乾肉のこと、各種の魚肉や鹿のような獣肉などさまざまなものがあるが、この木簡からは原材料は分らない。一斗五升は、現在の六升七合五分程度に相当。交易(市などでの購入)により調達されたことが記されており、「持丁」高津公石寸はその運搬者である。里名と同じウジ名と「公」のカバネをもつ石寸は、現地の有力者が関与していたことを伺わせ、この木簡は、長屋王の實力を物語るものともいえるだろう。

紐をかけるための切り込みはきれいな三角形に整えられ、四周の仕上げも丁寧。ただ、書き始めたらややスペースが不足したらしく、下端いっぱいまで文字が記されているのが微笑ましい。一文字目の「丹」も、紐をかけたらおそらく隠れてしまうだろう。

37 のちの調査で出土した付札 4

(三二次補足、S D 四一〇〇出土。宮六一九〇六四)

(表) 益田君倭麻呂統 [勞カ]

[五カ] 神龜五年 月廿七日

長さ一四四■・幅一五■・厚さ三■ 〇三三型式

益田君倭麻呂の統(労)銭の付札。統(労)銭は資(シ)銭とも言い、定員(オ)パーで官職に就けなかつた六位以下の官人や位子(六)〜八位の官人の嫡子)などが納める銭のこと。これにより位階昇進判定の対象となる資格(考)をつなげることができる、名前のとおり「労」を「統」ぐための「銭」である。この木簡には金額

は記されていないが、類例が多く出土しており(宮六一九〇五八〇・九〇六三・九〇六五〇・九〇六九など)、五〇〇文を定額としていたことが知られる。神亀五年は七二八年。

やや小振りだが、非常に丁寧な作りが目を引き、切り込みの加工も四周の削りもきつちりと仕上げられ、上下両端は山形に整形されている。ただ、おそらく両端のかたちに実用上の意味はなく、一応〇三三型(一端に切り込みを有し他端を尖らせるもの)とされているが、〇三二型(上下いずれか一端のみ切り込みを有するもの)の派生形とみることもできる。型式番号をつけるのに悩む事例。

(一三次、SK八二〇出土。宮一一五四二)

(表) 応進進上者者髻

□□□□者者髻 応 応 足 下 者 精 □□
〔応〕〔進〕〔進〕〔進〕〔カ〕

(裏) 莫熾読 □書書□ □書書水書 □□□□
書書 □□ □呂善書畢水書 □□□□

〔書麻カ〕 (一面其他ニモ墨書アリ)
長さ(二六・二)mm・幅(二六)mm・厚さ六mm ○八一型式

たぐさんの文字が重ね書きされた習書木簡。裏面の一部は天地逆に書かれている。墨痕は濃く明瞭だが、よくみるとその下に、薄墨で先に書かれた文字があることがわかる。表面左行の文字は半分しか残らず、文字が書かれたのちに材が割れたことを示している。下端は原形を留める。裏面「文字目の「纏」は、怠るの意。すると、裏面冒頭部分は「読書ヲ熾ル莫カレ」と解釈しうる。習書は一文字単位のみでなく、単語やフレーズ単位でなされるこ

ともあった。

なお、この木簡は上下に折れているだけでなく、表裏も割れて現状では四片に分かれている。どのように力が加わったら、こんな割れ方をするのであろうか。

39 のちの調査で出土した習書木簡1

(二七七次、整地土下層木屑炭層出土。宮七一二七二八)

(表)

常 常 易 易
常 常 □ 常 常 常 常 沫 屋
常 常 常 常 易 易

(裏) □□□□村村部

遠常道遠何内 □ □ 常 常 常 常

長さ(二〇)mm・幅(五)mm・厚さ二mm ○一型式

表裏にわたり多くの文字が書きつけられている。少シクセはあるが、文字を書き慣れた人の筆跡のようにみえる。もつとも多いのは「常」の字。さまざまな字形で書かれており、草、冠に「弟」のような字体になっているものも目立つ。どのように書けば一番きれいにみえるか探究していたのか、あるいは単なる暇つぶしか。書き手の心のうちに想像をめぐらせるのも面白い。

表面の下から二文字目「沫」は「漆」の異体字で、音が「シチ(シツ)」であることから「七」の大字として使われた。大字は、正式な文書などに用いる画数の多い漢数字のこと(沓、念、意、貳、貳、参(參)肆、など)で、部品に「七」をもつ「沫」の字形は、「七」の大字にふさわしく、「七」の大字として用いる場合、「漆」の字は「沫」の字形で書かれ、「漆」の字形を用いることはない。「沫」の字形が「七」の大字として多用されたことにより、「沫部」などウルシの意味で用いる場合でさえも、「沫」

の字形が用いられることがあった。

40 のちの調査で出土した習書木簡2

(三二次補足、S D四二〇〇出土。宮四一四六九九)

(裏) 領 頭 鳥 鶯 鶯 □ 羣 □

鳥 鳥 鳥 鶯 鶯 其 □ 八 □

□ 鳥 鳥 鳥 鳥 鳥 鳥

(鳥カ)

□ 口 申 □ 鳥 鳥

鳥 鳥 鳥 □ 嶋 道 首

□ 諸 不 衆 □ 嶋 嶋 首

不 不 □ 申 □ 嶋 嶋 諸



長さ二二六mm・幅三八mm・厚き三mm ○一九型式

下端は欠損しているが、やや幅広の材に表裏とも数行にわたってたくさんの文字が書きつけられている。よくみると38同様、裏面には薄墨で先に書かれた文字があることがわかる。

「鶯」の冠が右下にぐつと延びていたり、「群」の偏と旁が上下に配置されていたり、今とは若干異なる字体で書かれている文字があるのも興味深い。ちなみに、現在では左右に配置されるパーツが上下に並ぶ例はほかにもあり、たとえば弘法大師空海は、直筆の署名では「海」の字を、上に「毎」、下に「水」と書く字体で記している。

41 のちの調査で出土した習書木簡3

(三二次北、S D三〇三五出土。宮二一三三八七)

(表) 謹 謹 謹 謹 謹 謹 謹

(裏) 謹 謹 謹 謹 謹 謹 謹

長さ二〇〇mm・幅一九mm・厚き三mm ○八一型式

勢いのある筆致で文字が書き連ねられている。表面の七文字、裏面の六文字はすべて「謹」とみられ、下端・右辺が欠損しているため本来はもっとたくさん書かれていた可能性もある。書き手はよほど「謹」み深い性格だったのか、などと考えたくなるが、「謹」は「謹解申」「謹啓」といった具合に文書や書状で頻繁に使用される文字のため、書き手は特にこの字を選んだのであろう。なお、習書木簡に書かれた文字をカウントするという研究もなされており、それによると第一位は「大」、第二位は「人」、第三位は「道」で、以下「天」「月」「部」「為」「有」「十」「日」「国」……とつづいていくとのことである。やはり使用頻度の高い文字が習書される傾向が認められる。また、「道」は之繞の字の代表という意味や、「為」はさまざまな画をバランスよく含むという理由で好まれたのかもしれない。

42 のちの調査で出土した習書木簡4

(三九次、S D五〇五〇出土。宮三一三二三)

(表) 中 件 件 件 件 件 件

(裏) 件 件 件

長さ三三〇mm・幅二四mm・厚き二mm ○六一型式

不要となった櫛扇をばらして習書が施されている。櫛扇は、ヒノキの薄い板で作った扇。厚めの板を割り剥いて同型の骨を何

枚も作り出し、下端に「要の孔をあけて木製の留め具で留め、上部は紐で綴じる。この木簡と同一の楡扇の骨はほかに六出出土しており(宮三三三二・三三二一・三二四四・三二二七)、そのいずれにも同筆で習書がなされている。三二四四・三二二七は切断されて上半部を欠損しているが、特に三二四四・三二二六・三二二七は三枚重ねて切断したとみられる。木製品の廃棄や(広義の)再利用の様相がうかがわれる。

一般に、奈良時代には紙が貴重だったため木簡が使われたと考えられがちだが、実際には紙と木それぞれの特長を活かした使用がなされている。例えば習書の場合、奈良時代にはこの楡扇のような木製品が多用され、また建物も基本的に木造のため、端材や不要品が日常生活のなかに溢れていたことが、木材になされることが多い理由であろう。文字を削りたれば何度でも書き直せるといふ木の特性も、習書に適したものと見える。一方、長大な典籍を記すときなどはやはり紙のほうが便利であり、また正式な文書には奈良時代でも上質な紙が用いられた。

III 広がる木簡学

75 租税の実態を明らかにした木簡1

(二三次、SK八二〇出土。宮一四〇七)

出雲国若海藻 御贄

長さ一三〇mm・幅二五mm・厚さ三mm ○三二型式

出雲国(今の島根県東部)から届けられた贄の荷札。「若海藻」はワカメのこと。贄は神に供する神饌や共同体の首長に貢納する初物に起源があるとされ、そのため「御贄」「大贄」などと記されることも多い。「御」の上が一字分空白になっているのは、開字という作法。律令には、特定の語句を使用するとき、敬意を表

するために前を一字分空けることが規定されている(公式令開字条)。

この木簡のように国単位で貢進されている贄は、十世紀に編纂された延喜式にみえる各種の贄のうち、年料系の贄(諸国から決められた品目が毎年一定量納められるもの)に継承されていくと考えられている。材の大きさに比して小振りな文字や端正な筆跡、小さめの切り込みなどからは、上品で落ち着いた印象が感じられる。「御贄」にふさわしい荷札と言えよう。

76 租税の実態を明らかにした木簡2

(二三次、SK八二〇出土。宮一三六〇)

(表) 伯耆国汗入郡尺刀郷中男作物腊一斗

(裏) 天平十七年十月

長さ二六一mm・幅一九mm・厚さ四mm ○五二型式

中男作物の荷札。伯耆国汗入郡尺刀郷は、今の鳥取県西伯郡大山町付近。腊は干物や乾肉のことだが、36同様、原材料は記されていない。天平十七年は七四五年で、天平十二年の恭仁京遷都以降、紫香楽宮や難波宮への遷都が続けていた聖武天皇が奈良に戻り、都が平城京に遷った年にあたる。

調の荷札と異なり、中男作物の荷札には貢納者の個人名が記されないという特徴がある。この木簡は郷まで記載されているが、郡までのものも多い(2期展示79、3期展示82など)。中男作物は養老元年(七一七)に正丁(二二六〇歳の男子)の調副物(調の付加税)と中男(一七・二〇歳の男子)の調を廃止して新たに設けられた税目であるが、その創設を示す史料には、官司の必要物資を中男の集団労働により調達する旨が明記されている(令集「解賦役令調網絶条令」。税所引養老元年勅、「続日本紀」同年十一月戊午(二十二日)条)。個人名が記されないという書

式は、この中男作物独特の徴収形態を反映したものとされる。

77 土器の年代観の決め手となった木簡1

(二次、S K八二〇出土。宮一―三二七)

〔国 郡 郷カ〕

調録十口 天平十八年十月

長さ(二七)mm・幅(四)mm・厚さ五mm ○三九型式

某国から調として納められた銀の荷札と思われるが、縦に裁断されており上半は積読しがたい。上端にはわずかに切り込みの痕跡が認められる。

鉄は吉備地方の特産であり、S K八二〇からは他に吉備三国(備前・備中・備後、今の岡山県から広島県東部にかけての地域)からの調録の荷札が五点出土していることから、この木簡も三国のいずれかからのものである可能性が高い。国名の一文字目の残画は、「備」の異体字「備」の一部とみて矛盾はない(但し、二文字目は、「前」「中」「後」いずれとも判別しにくい)。

細字右寄せで書かれていたためだろう、下半の年紀部分はほぼ全体が残存しておりよく読める。天平十八年は七四六年。S K八二〇出土の荷札にみえる年紀は天平十七年から十九年の半ばまでに集中しており、S K八二〇が天平十九年の後半ころに埋め戻されたことを示している。またそれにより、同時に出土した土器群にも年代が与えられた。S K八二〇出土土器は、現在も編年研究のための良好な基準資料となっている。

【木簡が見つかった遺構】

S R二九 (展示番号1)

重要文化財 一九六一年

平城宮中央区的第一次大極殿院の跡地に建てられた西宮の北側に展開する役所のゴミ捨て穴。東西二m、南北三・五m、深さ一mの北平と、東西三m、南北一・五、深さ一mの南半分とからなる。平城宮跡最初の木簡出土地として名高い。天平宝字末年頃(七六〇年代前半)の遺物を中心とする。この遺構出土の木簡群は、同じ役所内の井戸S E三二―一出土木簡二点とともに、平城宮跡大膳職推定地出土木簡として、二〇〇三年に木簡では初めて重要文化財に指定された(計二九点のうち削屑一六点)。

S K八二〇 (展示番号4、8、19、20、24、27、32、33、38、75、77)

重要文化財 一九六三年

内裏の北東に位置する北外郭官衙西辺に掘られた方形のゴミ捨て穴。一辺約四m、深さ約一・七m。天平一七(七四五)年の平城遷都後のこの地域の再整備に関わるゴミを投棄した土坑で、天平一九年(七四七)頃に埋められたとみられる。平城宮跡で最初に千点規模の木簡群が見つかった遺構。平城宮跡内裏北外郭官衙出土木簡として、二〇〇七年に重要文化財に指定されている(二七八五点のうち削屑九五点)。

S D四七五〇 (展示番号28、29、36)

長屋王家木簡 一九八八・八九年

平城京左京二条二坊一・二七・八坪で見つかった左大臣長屋王の邸宅のうち、八坪東南隅に東面築地塀の内側に沿って掘られ北溝状のゴミ捨て土坑。幅三m、深さ二m、総延長は約二七・三m。平城遺構がまだ古い時期の、貴族の家政機関の資料という他に類例のない木簡が出土した。長屋王が式部卿を務めていた靈龜二年(七一〇)後半の、邸内における米支給の伝票木簡を主体とする。木簡は、約二万五千点(うち削屑約二万九千点)出土した。

SD五三〇〇 (展示番号30、34)

二条大路木簡 一九八九年
平城京左京三条二坊八坪(光明皇后宮、旧長屋王邸)と二条二坊五坪(藤原麻呂邸)の間の二条大路上の南北両端に掘られた溝状の遺構のうち、藤原麻呂邸南門前から東に二条大路北端に沿って延びる遺構。幅二・七m、深さ一・三m、総延長約五八m。西端の門前から、藤原麻呂の家政機関に關わる木簡が集中して見つかった。木簡は約三万五千点(うち削屑約二万九千点)出土した。

SD五三三〇 (展示番号35)

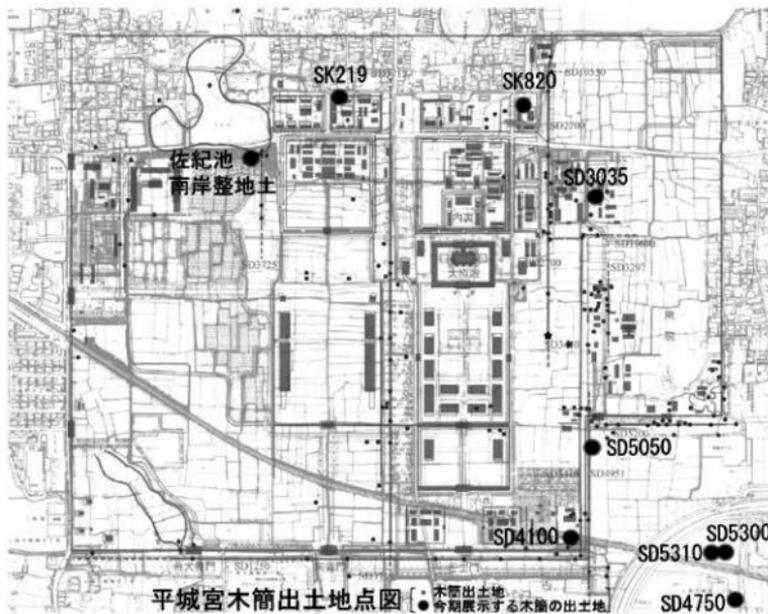
二条大路木簡 一九八九年
平城京左京三条一坊八坪(光明皇后宮、旧長屋王邸)と三条一坊五坪(藤原麻呂邸)の間の二条大路の南北両端に掘られた溝状の遺構のうち、藤原麻呂邸南門前から西に二条大路北端に沿って延びる遺構。幅一・二・七m、深さ一・一・三m、総延長約六m以上。東端はSB五三二一五の西四mで、西は調査区外の近鉄線の線路下に続く。木簡は約七百点(うち削屑約四百点)出土した。

SD四一〇〇 (展示番号31、37、40)

一九六七年
平城宮東南隅の南面大垣内側を東に流れる東西溝。幅最大六m、最大深さ一m。東面大垣内側の南北溝SD三二四一〇に合流する。木簡は、式部省の勤務評定に關わる削屑が大半で、養老・神龜年間(七一七〜七一九)から宝龜元年(七七〇)のものまでを含むが、養老・神龜年間ものは南面大垣を横断する南北溝SD二一六四〇と二連の遺物とみられ、SD四一〇〇の木簡は基本的に宝龜元年頃に一括して投棄されたとみられる。なお、宝龜年間(七七〇〜七八一)頃に北側に移動してきたとみられる神祇官関連木簡も、僅かに含まれる。木簡は約一万三千点(うち削屑約一万二千点)出土した。

佐紀池南岸整地土 (展示番号39)

一九八六年
大極殿院の西に広がる池SG八一九〇の南岸、西大溝SD三八二五の西に広がる整地土。多数の遺物とともに木屑層・炭層を形成しており、大極殿院東南隅外側の整地土出土の木簡と似た出方をしている。木簡は約二七〇点(うち削屑約六〇点)出土した。



平城宮木簡出土地点図 (● 木簡出土地 ● 今期展示する木簡の出土地)

S D三〇三三H (展示番号 41)

一九六五年

造酒司の井戸の排水を流すためにその西辺に位置をずらしながら何度か掘られた南北溝の一つ。幅約〇・七m、深さ約〇・二m。南端は造酒司南限の築地塀を暗渠で抜けて宮内道路の側溝に接続する。敷地内では奈良時代を通じて淀み状に広がり、ゴミも投棄されて湿地状を呈していたとみられる。木簡は約六百点(うち削屑約四百点)出土した。

S D五〇五〇 (展示番号 42)

一九六七年

平城宮小子門付近のS D四九五一を門付近を迂回するために西に付け替えた南北溝で、宮外に流れ出たから、東一坊大路西側溝となったS D四九五一に合流する。小子門付近では底に玉石を敷き、杭と側板で護岸している。幅一・二m、深さ〇・二m。宮外に出たからは素掘りになり、幅一・八m、深さ〇・五m。出土した木簡は約三〇点で、42は小子門外側の東一坊大路西側溝と重複する部分から出土した。

(史料研究室)